

全国消費者行政ウオッチねつとが見た 消費者庁・消費者委員会の10年

一 拝師 徳彦 (はいし・のりひこ)
全国消費者行政ウオッチねつと事務局長 弁護士



どまつてきていますが、時折訪れる「消費者行政バッシング」は、未だに予断を許さない状況にあります。

1 消費者庁

(1) 進みつつある組織整備

消費者庁ですが、組織的には徐々に拡大を続け、設立当初200人程度だったのが約350人となり、10年で1.5倍の組織になりました。プロパー職員も少しずつが増えてきています。こうした体制整備の甲斐もあってか、消費者庁ができてそれなりの数の消費者関連法が成立・改正されたと思います。主なものは以下の通りです。

◎消費者安全法の改正

消費者安全調査委員会の設置／地方消費者行政の強化／財産事案の隙間事案への対応 など

◎特定商取引法の改正

訪問買取への規制導入／美容医療への規制導入 など

◎消費者契約法の改正

◎食品表示法の制定

◎景品表示法の改正

不当表示への課徴金制度の導入

など

◎消費者裁判手続特例法の制定

◎消費者教育推進法の制定(議員立法)

(2) 山積する課題

もつとも成立・改正された法律の内容を見ると、決して消費者側の視点に軸足を置いたとは言いきれないものもあり、事業者や産業育成省庁の反対に押し切られて相当骨抜きにされたものが多かったと思います。

他方で、公益通報者保護法改正は経済界の反対で膠着状態に陥っているという有様ですし、地方消費者行政の充実強化に至っては地域支援のための予算取りができず、10年前の状況に後戻りしかねない状況になっています。

さらに、安愚楽牧場やジャパナーフなど預託法関連の大規模被害が頻発しているわけですが、これを抜本的に防ぐための法制度の手当も未着手です。

こうした状況を見ると、消費者庁はまだまだ力不足であり、決して「司令塔」にはなりきれいていないと思っています。

2 消費者委員会

他方、消費者委員会は委員10名、事務局30名強と小さな組織のままですが、そのわりには消費者目線で効果のある意見表明ができていると思います。2019年3月時点で建議20件、提言15件、意見等79件。発表した建議等の振り返りも行っており、監視組織としての役割を一定程度果たしてきたのではないかと思います。

消費者庁設置の際、もとの政府案では消費者庁内部の審議会として位置づけられていた経緯もあって、設立当初は消費者庁との軋轢が相当あったと思いますが、10年たつてそれなりに「こなれた」関係になつていくようです。

課題は、組織拡大によるさらなるパフォーマンス向上、そして知名度の向上といったところでしょうか。

最後にご案内。ウオッチねつと10周年記念集会在2019年9月28日12時30分から、主婦会館9階スズランにて開催されます。懇親会もありますので是非ご参加下さい。

全国消費者行政ウオッチねつとは消費者庁・消費者委員会が発足した2009年9月に立ち上がりました。以後、毎年9月に記念集会を行い、その一年間の消費者行政の評価を行っています※1。この立場から消費者庁・消費者委員会の10年について振り返ってみましたと思います。

ちなみに消費者行政全般でいえば、この10年は決して順風満帆ではなく、むしろ逆境の連続、波瀾万丈だったと思います。国民生活センターの分割・民営化問題、消費者委員会の消費者庁への統合問題、そして消費者庁の地方移転問題。いずれも消費者団体や日本弁護士連合会の強い反対で何とか踏みと

※1 詳しくは <http://watch-net.jp/> を参照。